

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和4年8月受付分）

## 【金銭寄付】

### <故人が生前お世話になったため>

○川崎 昭様（高栄西町）	100,000円	○高橋 ヨシ子様（端野町）	30,000円
○室田 幸市様（常呂町）	50,000円	○鎌田 達夫様（留辺蘂町）	20,000円
○長谷川 久男様（留辺蘂町）	20,000円	○田岡 ひろみ様（留辺蘂町）	10,000円
○亀田 良子様（留辺蘂町）	10,000円	○和崎 典子様（留辺蘂町）	10,000円

### <各種事業での募金・益金を（太陽まつり出店の利益を）>

○北見信用金庫端野支店様（端野町）	23,000円
-------------------	---------